令和元年 10 月 10 日

令和元年第３回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

目　　次

Ⅰ　箱根山の噴火警戒レベル引き下げ

Ⅱ　令和元年台風第15号による被害に係る被災者生活再建支援法の適用

Ⅰ　箱根山の噴火警戒レベル引き下げ

令和元年 10 月 7 日、気象庁は、箱根山の噴火警戒レベルを２（火口周辺規制）から、１（活火山であることに留意）に引き下げた。レベルが１になるのは約５ヶ月ぶりである。

１　大涌谷園地の再開に向けて

大涌谷周辺では、引き続き高濃度の火山ガス（二酸化硫黄ガス）が観測されているほか、施設、道路等の整備など、安全対策を行う必要性があることから、観光客の立入規制は継続しているが、大涌谷園地事業者については立ち入りを認めている。

今後、箱根山火山防災協議会幹事会、箱根山火山防災協議会による協議を経て、大涌谷園地の早期の再開を目指す。

Ⅱ　令和元年台風第 15 号による被害に係る被災者生活再建支援法の適用

令和元年台風第 15 号に伴う横浜市の被害状況が、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づく、被災者生活再建支援制度の適用要件を満たしたため、県は 10 月 9 日に同法の適用を決定した。なお、本県での同法の適用は今回が初めてである。

１　適用市町村及び適用基準

該当地域	支援法 適用日	住宅被害 （世帯）	適用基準 （支援法施行令）
横浜市	９月９日	全壊 18	第１条第２号 自然災害により 10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村

２　支援の内容

住宅が全壊・大規模半壊した世帯等に対し、その申請により、住宅の被害程度に応じた基礎支援金（最大 100 万円）及び住宅の再建方法に応じた加算支援金（最大 200 万円）が公益財団法人都道府県センターから支給される。

３　公示日

令和元年 10 月 9 日（水）